

# 文化財保存技術保存事業費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日  
文化庁長官裁定  
昭和 55 年 4 月 4 日  
平成 17 年 4 月 1 日  
平成 23 年 4 月 1 日  
平成 31 年 4 月 1 日  
令和 2 年 4 月 1 日  
令和 4 年 4 月 1 日  
改 正

## 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 152 条の規定に基づき、選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 補助事業者

補助事業者は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他文化庁長官がその保存に当たることを適當と認める団体若しくは個人とする。

## 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、補助対象となる(2)(5)(7)の事業は、保存団体又は地方公共団体その他文化庁長官が適當と認める団体が行う事業を原則とし、(3)(4)(6)の事業は、保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他文化庁長官が適當と認める団体が行う事業を原則とする。

- (1) 伝承者の養成
- (2) 研修発表会
- (3) 技術、技能の鍛磨
- (4) 記録の作成及び刊行
- (5) 原材料・用具の確保
- (6) 普及・啓発
- (7) 関連技術事業

文化財の保存技術に知識・技能等を有する団体が関連技術として行う(1)(2)(3)(5)(6)の事業

## 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
  - ア 伝承者養成経費
  - イ 研修発表経費
  - ウ 技術・技能鍛磨経費
  - エ 記録作成及び刊行経費
  - オ 原材料・用具確保経費
  - カ 普及・啓発
  - ク 関連技術事業経費
- (2) その他の経費
  - 事務経費

## 5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

## (別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目的細分	説 明
文化財保存技術保存事業 主たる事業費	1. 伝承者養成経費 2. 研修発表経費 3. 技術・技能鍛磨経費 4. 記録作成及び刊行経費	保存技術保存	共 濟 費	社会保険料 ○○保険料 非常勤事務員給与	危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る 給与を含む 研修旅費 講師等旅費 教材、報告書印刷等 会場借料、器具等借料 事業の一部を委託する場合の経費 講師等旅費 報告書印刷 特に必要と認められた場合に限る
			給 与 報 報	職員手当等	
			時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当		
			報 償 費	研修(修業)手当 講師等指導謝金 ○○謝金	
			旅 費	費用弁償 普通旅費 特別旅費	
			需 用 費	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
			役 務 費	通信運搬費 手数料 ○○料	
			使用料及び貸借料 原 材 料 費	借料及び損料 資材費 木材費 ○○費	
			備品購入費 委 託 費	道具等購入費 ○○委託費	
			報 償 費	講師等指導謝金 ○○謝金	
			旅 費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	
			需 用 費	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
			役 務 費	通信運搬費 手数料 ○○料	
			使用料及び貸借料 原 材 料 費	借料及び損料 資材費 木材費 ○○費	
			備品購入費 請 負 費	道具等購入費 工事請負費	
			報 償 費	調査等謝金 原稿執筆謝金 原稿整理謝金 ○○謝金	

		5. 原材料・用具確保経費		旅 費 需 用 費 役 务 費 委 託 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 务 費 委 託 費	費用弁償 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 ○○料 ○○委託費 講師等指導謝金 ○○謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 修繕料 通信運搬費 手数料 ○○料 借料及び損料 原材料・用具購入費 製作委託費 ○○委託費	映像製作、図面作成  連絡旅費、調査等旅費 講師等旅費  事業の一部を委託する場合の経費  1.伝承者養成絏費、2.研修発表絏費、 3.技術・技能の承認絏費、4.資料料、5.会議費、6.書類料、7.会員登録料、8.会員料、9.会員登録料
その他の経費	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費 役 务 費 使用料及び貸借料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 通信運搬費 手数料 借料及び損料		